

ネット火災保険 改定のご案内

ネット火災保険の始期日が2022年10月1日以降となるご契約から、以下の改定を行いますので、ご案内いたします。このご案内は改定の概要を説明したものです。詳細内容につきましては、約款等をご確認くださいませようお願いいたします。

1 保険料率の(住宅総合保険・地震保険)の改定

保険料率を改定します。

近年の気候変動の影響による自然災害のリスク増加等を踏まえ、損害保険料率算出機構による参考純率※の改定が行われました。本改定を受け、当社も住宅総合保険・地震保険の料率(保険料)の改定を行います。

(改定率は都道府県および建物構造によって異なります。)

※参考純率とは、保険料のうち保険金のお支払いに充当する部分の保険料率について保険会社が保険料設定の参考にできる料率です。

2 「親族」および「配偶者」の定義の見直し

「親族」および「配偶者」の定義を新設・見直します。(住宅総合保険普通保険約款、個人賠償責任補償特約)

(1) 「親族」について、その範囲の明確化を図るため、定義を新設します。

(改定後)	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
-------	----	-----------------------------

(2) 「配偶者」についても定義を新設します。「内縁の配偶者」を含むことを明確化し、併せて「同性パートナー」もその範囲に含めます。

(改定後)	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
-------	-----	--

※ただし、保険金の代理請求など、「法律上の配偶者に限ります。」と記載している規定では、従来の「内縁の配偶者」と同様に、「同性パートナー」も「配偶者」の範囲に含まれませんのでご注意ください。

3 解除通知の電子メール化

当社からの解除通知(保険料不払い時のご契約解除の通知)について、従来の書面形式に代えて電子メールで通知させていただくことができるように改定します。

4 その他

上記のほか、約款内容において部分的に表現の明確化等の見直しを実施いたします。

以上